

取引先飲食店等の情報 【飲食店と直接取引がある場合】

令和3年4月以降に発出された緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施する都道府県による休業要請、時短営業、酒類提供自粛の影響を受けた飲食店で、令和2年6月以降に2回以上、申請者が直接取引した飲食店を記入して下さい。

なお、措置区域内の飲食店と取引があり、売上減少率が50%以上の場合は、国の「月次支援金」の対象となる場合があります。

【支給対象月：6月】

(※1) **三重県**、東京都、大阪府、京都府、兵庫県、愛知県、福岡県、北海道、岡山県、広島県、沖縄県、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、群馬県、石川県、熊本県に所在する飲食店を記入して下さい。

飲食店名（※1）	
飲食店所在地	
飲食店電話番号	
取引内容	

※上記の飲食店ごとに、令和2年6月以降、2回の取引が確認できる書類（納品書、領収書等）の写しを貼付台紙1に貼り付けて提出して下さい。

なお、書類（納品書、領収書等）には、日付、取引先飲食店の名称、申請者名（法人名・個人事業者等名・事業所名等）、取引内容の4点が明記されていることが必要です。

※書類（納品書、領収書等）の提出が困難な場合は、第5号様式を提出して下さい。

※令和2年6月以降に飲食店と1回の取引しかない場合は、直近の取引の日から前1年以内で直接取引していたことが確認できる書類を提出して下さい。また、当該期間に1回しか取引がない場合は、その取引がその事業の主たる取引となっている必要があります。